

◇八代市における建築物の日影制限について

法56条の2、市条例27条

地域	対象建築物	平均地盤面からの高さ(m)	日影制限時間	
			5m<敷地境界線からの水平距離≤10m	敷地境界線からの水平距離>10m
第一種低層住居専用地域	軒高>7m 又は 地上階数≥3	1.5	4時間	2.5時間
第二種低層住居専用地域 ※八代市内にはない				
田園住居地域 ※八代市内にはない				
第一種中高層住居専用地域	建築物高さ>10m	4.0	4時間	2.5時間
第二種中高層住居専用地域				
第一種住居地域			5時間	3時間
第二種住居地域				
準住居地域				
近隣商業地域	/	/	/	/
商業地域				
準工業地域				
工業地域				
工場専用地域				
無指定地域				

※日影規制区域でなくても、その影が日影規制を受ける区域に出れば日影規制の対象となる場合もあるのでご注意ください。